

神奈川県水素ステーション整備費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）に基づき、神奈川県水素ステーション整備費補助金（以下「補助金」という。）の申請に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和5年6月30日とする。

附 則

この要領は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月26日から施行する。